

議案第 3 1 号

安中市放課後児童クラブ条例の一部を改正する条例について

安中市放課後児童クラブ条例を次のように改正する。

令和 7 年 2 月 2 6 日 提出

安中市長 岩 井 均

安中市放課後児童クラブ条例の一部を改正する条例

安中市放課後児童クラブ条例（平成20年安中市条例第38号）の一部を次のように改正する。

第4条中「、原則として」を削り、「有する」を「有し、かつ、」に改め、次のただし書を加える。

ただし、特に必要があると市長が認めるときは、この限りでない。

第12条第6項中「2,500円」を「3,000円」に改める。

別表安中市東横野学童クラブの項中「30人」を「40人」に改め、同表中

「

安中市松井田児童クラブ	安中市松井田町松井田953番地 松井田小学校内	40人
-------------	-------------------------	-----

」を

「

安中市松井田第一児童クラブ	安中市松井田町松井田953番地 松井田小学校内	40人
安中市松井田第二児童クラブ	安中市松井田町松井田953番地 松井田小学校内	30人

」に

改める。

附 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。